

(お知らせ)

平成 24 年 5 月 29 日  
行 財 政 局  
(担当 財政部契約課 222-3311)  
交 通 局  
(担当 企画総務部財務課 863-5095)  
上 下 水 道 局  
(担当 総務部用度課 672-7726)

## ダンピング受注対策等のための入札・契約制度の改正について

京都市では、入札・契約の公正性、透明性及び競争性の向上を図るとともに、ダンピング受注対策等の様々な取組を進めています。

この度、昨今の厳しい社会経済情勢の中、ダンピング受注対策の更なる徹底等を図るため、入札・契約制度を大幅に改正し、本年6月1日入札公告分から下記のとおり実施しますので、お知らせします。

### 記

#### 1 最低制限価格制度の適用範囲の拡大

更なるダンピング受注対策を進めるため、最低制限価格制度<sup>(※1)</sup>の適用範囲を予定価格5千万円以下の工事から予定価格2億円以下の工事に拡大します。

#### 2 低入札価格調査制度における失格基準の導入

予定価格が2億円を超える工事を対象に実施する低入札価格調査制度<sup>(※2)</sup>について、制度の実効性を一層確保するため、低入札調査基準価格の90%を下回る価格での入札を失格とする失格基準を導入します。

#### 3 低入札調査基準価格等の事後公表への移行

本市では、これまで、予定価格をはじめ、低入札調査基準価格や最低制限価格の事前公表を行い、入札の公正性及び透明性の確保を図ってきましたが、入札の適正な競争性を確保する観点から、予定価格が2億円を超える工事を対象に実施する低入札調査基準価格と今回新たに導入する失格基準の公表時期を事後公表とします。

事後公表の実施に伴い、低入札調査基準価格の算定には、職員も開札するまで低入札調査基準価格を知り得ないランダム係数を用いた算定方法を導入します。

#### 4 低入札価格調査を経て契約した事業者に対する専任技術者追加配置の義務付け

工事品質の確保と工事の適正履行を一層徹底する観点から、低入札価格調査を経て契約する場合は、通常配置する監理技術者1名に加えて、同等の資格を有する専任の技術者の配置を義務付けることとします。

#### 5 共同企業体適用基準の引下げ

市内中小事業者の受注機会を確保するため、共同企業体の適用基準の引下げを行います。

		現 行	改 正 後
土木工事	市長部局	概ね 5 億円以上	概ね 3 億 5 千万円以上
	交通局	概ね 1 0 億円以上	
	上下水道局	概ね 5 億円以上	(変更なし)
建築工事	市長部局	概ね 1 0 億円以上	概ね 7 億円以上
	交通局	概ね 1 0 億円以上	
	上下水道局	概ね 5 億円以上	(変更なし)
設備工事	市長部局	概ね 3 億円以上	概ね 2 億円以上
	交通局	概ね 5 億円以上	
	上下水道局	概ね 3 億円以上	

##### ※1 最低制限価格制度

落札価格の最低限度の基準となる価格を設定する制度。入札金額が最低制限価格を下回った場合はその入札者は失格となるため、最低制限価格は契約の下限額となる。

##### ※2 低入札価格調査制度

あらかじめ設定した調査基準価格（低入札調査基準価格）を最低入札金額が下回った場合に、その入札者が適正に履行できるかどうかを調査する制度。

この調査に基づき、その入札者を落札者とするかどうかを判断する。